

制定 平成23. 4. 1
最近改正 令和7. 7. 1

大阪市緊急通報システム事業（家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業）実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、在宅のひとり暮らし高齢者等が安全に安心して日常生活を送れるよう、簡単な操作で緊急通報ができる装置（以下、「緊急通報装置」という。）の貸与と適切なアセスメントを行う専門的知識を有するオペレーター（以下、「オペレーター」という。）の配置を24時間体制で行うことにより、定期的な安否確認及び健康・医療相談を行うとともに、急病や事故等の緊急事態に迅速かつ適切に対応することにより、高齢者等の自立した在宅生活の支援に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、「緊急通報装置」とは、次の各号からなる装置をいう。

- (1) 緊急通報送出機能を有する電話機、又は電話回線を使用して緊急通報を送出する装置であって電話機能を有しないもの及びこれに付属する利用者が身に付けることができるペンダント型無線発信機（固定型機器）
 - (2) 携帯電話回線等を利用し簡単な操作で受信センターへ緊急通報が可能かつ持ち運び可能なモバイル機器であって電話機能を有するもの（携帯型機器）
- 2 この要綱において、「受信センター」とは、緊急通報装置から送出された信号を24時間体制で受信して、状況を確認のうえ必要に応じて適切な処置を行うための場所をいう。
- 3 この要綱において、「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 4 この要綱において、「生計中心者」とは、利用対象者の住民基本台帳上における世帯の最多収入者をいう。

（実施主体）

第3条 この事業の実施主体は、大阪市とする。ただし、市長は、利用者及び費用負担額の決定に係る事務を除き、事業を適切な運営を確保できる者に委託して行わせることができる。

（対象者）

第4条 この事業の利用対象者は、次のいずれかの世帯を構成する高齢者又は重度の障がい者とする。ただし、ケア付住宅および見守り付住宅に入居中の者については利用対象者とする。

- (1) ひとり暮らしの高齢者世帯
- (2) 高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯
- (3) 高齢者がいる世帯で、高齢者と同居する者が就労又は就学若しくはやむをえない事情により外出するため、高齢者一人となることが1日あたり8時間程度となり、かつ、その状態が1年以上継続する世帯

- (4) 外出困難な身体障がい2級以上の単身世帯又はこれに準ずる世帯
- (5) 外出困難な身体障がい2級以上の者がいる世帯で、外出困難な身体障がい2級以上の者と同居する者が就労又は就学若しくはやむをえない事情により外出するため、外出困難な身体障がい2級以上の者一人となることが1日あたり8時間程度となり、かつ、その状態が1年以上継続する世帯
- (6) 聴覚・音声・言語機能障がい3級以上の単身世帯又はこれに準ずる世帯
- (7) 聴覚・音声・言語機能障がい3級以上の者がいる世帯で、聴覚・音声・言語機能障がい3級以上の者と同居する者が就労又は就学若しくはやむをえない事情により外出するため、聴覚・音声・言語機能障がい3級以上の者一人となることが1日あたり8時間程度となり、かつ、その状態が1年以上継続する世帯

(事業の実施)

第5条 市長は、この事業の利用決定を受けた者（以下、「利用者」という。）に対して次のサービスを提供する。

- (1) 利用者に緊急通報装置を貸与すること
- (2) 利用者からの緊急通報を受信した場合に、必要に応じて協力者や消防局、駆けつけ事業者等に速やかに出動要請を行うなど、適切な措置をとること
- (3) 利用者から健康・医療相談を受けた場合に適切な指導を行うとともに、必要に応じて関係機関への連絡調整を行うこと
- (4) 受信センターから利用者に対し、電話により定期的に安否確認を行うこと

(利用の申込み)

第6条 緊急通報システムを利用しようとする対象者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、緊急通報装置は第2条第1項第1号及び第2号の重複利用はできない。なお、ケア付住宅入居者は第2条第1項第1号の利用のみとする。

- (1) 緊急通報システム利用申込書兼親族・協力者連絡先登録同意書（様式第1号）
- (2) 同意書（様式第2号）
- (3) 前年所得税額（1月～6月までの申請は前々年所得税額）を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項第3号の書類を提出できない場合は、「利用者負担決定にかかる同意書」（様式第6号）の提出をもって、これに代えることができる。

(利用の決定)

第7条 市長は、前条の規定により利用の申し込みがあったときは、申請の内容を審査し、必要事項を調査のうえ、利用の可否を決定し、緊急通報システム決定通知書（様式第3号）又は緊急通報システム却下通知書（様式第4号）により、申請者に対して通知する。

(機器の管理)

- 第8条 利用者は、善良な管理者の注意をもって緊急通報装置を使用しなければならない。
- 2 利用者は、緊急通報装置の原状を変更若しくは転貸し、又はその他本事業の目的に反して使用してはならない。
- 3 利用者は、故意または過失により緊急通報装置を破損し、又は紛失したときは、直ちに市長にその旨を申し出たうえ、その損害相当額を賠償しなければならない。

(費用の負担)

- 第9条 利用者は、この事業の利用に係る費用を負担することとする。ただし、利用者の申請時の状況が生活保護法に基づく被保護世帯又は生計中心者の前年所得税（1月～6月までの申請は前々年所得税）が課税されない世帯に属する場合及び利用者がケア付住宅入居者である場合は、市長がこの費用を負担することができる。

(協力者)

- 第10条 第6条第1項第1号の登録同意書により当該利用者の協力者となることに同意した者は、次に掲げる活動を行うものとする。
- (1) 利用者が緊急通報を発し、オペレーターからの通報があった場合は、当該利用者の居宅に赴き、利用者の安否を確認すること
- (2) 前号の安否確認に基づき、必要に応じて関係機関等へ連絡すること
- 2 協力者は、利用者1人につき原則として2名を確保するものとする。

(使用状況の変更等)

- 第11条 利用申込みの内容に変更が生じた者は、異動届（様式第5号）の提出を行い、速やかに市長に報告し、利用負担の変更等、その指示に従わなければならない。

(利用の廃止)

- 第12条 本事業の利用を必要としなくなった者は、異動届（様式第5号）の提出を行い、速やかに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

(実施の細目)

- 第13条 この要綱の実施について、必要な事項は専管する担当課長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(大阪市緊急通報システム事業要綱の廃止)

- 2 大阪市緊急通報システム事業実施要綱（平成3年11月1日施行。以下、「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱に基づいて決定された利用者のうち、本要綱第4条に該当す

る者は、本要綱に基づいて決定されたものとみなす。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附則

(施行期日)（令和3年3月22日改正）

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

緊急通報システム利用申込書

兼 親族・協力者連絡先登録同意書

令和 年 月 日

(あて先)

大 阪 市 長

次のとおり、緊急通報システムの利用を申し込みます。

区分	高齢	障がい	ひとり暮らし 同居人あり
機器	携帯型	固定型	

利用者 (申請者)	フリガナ 氏名			生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日 (歳)			
	住所	(〒 - - -)						
	電話番号	固定	※固定型利用者は必須		所得税	該当者のみ	福祉電話申請	<input type="checkbox"/> 有
		携帯			課税		FAX対応の必要性	<input type="checkbox"/> 有
	回線種別 (固定型のみ)	NTT アナログ回線	その他(電話会社・サービス名:)	非課税	ペースメーカー	<input type="checkbox"/> 有		
健康状態 (既往歴含む)	障がい者 手帳	<input type="checkbox"/> 有	障がい内容 :	肢体	視覚	聴覚	内部	
同居人	氏名	利用者との 続柄	生年月日	利用者との世帯状況	所得税	日中就労・就学 (65歳未満のみ)		
			.	同一世帯・別世帯	課税・非課税	有・無		
			.	同一世帯・別世帯	課税・非課税	有・無		

利用者の親族・協力者として上記のとおり登録すること、及び本書に記載した事項について関係委託事業者へ情報提供することに同意します。

親族連絡先	親族 1	フリガナ 氏名			続柄			鍵の預かり	有・無
		住所	(〒 - - -)						
	電話番号	固定	<input type="checkbox"/> 優先		携帯	<input type="checkbox"/> 優先			
	親族 2	フリガナ 氏名			続柄			鍵の預かり	有・無
		住所	(〒 - - -)						
協力者連絡先	協力者 1	フリガナ 氏名			続柄			鍵の預かり	有・無
		住所	(〒 - - -)						
	電話番号	固定	<input type="checkbox"/> 優先		携帯	<input type="checkbox"/> 優先			
	協力者 2	フリガナ 氏名			続柄			鍵の預かり	有・無
		住所	(〒 - - -)						
電話番号	固定	<input type="checkbox"/> 優先		携帯	<input type="checkbox"/> 優先				
鍵に関する情報	<input type="checkbox"/> 親族・協力者以外の合鍵預託者有り								
	氏名			続柄			電話番号		
	<input type="checkbox"/> キーボックス使用	設置場所			暗証番号				
<input type="checkbox"/> 提供しない	<input type="checkbox"/> その他()								
設置日程調整先	フリガナ 氏名			続柄			電話番号		

同意書

緊急通報システムの利用にかかる機器使用料等の負担決定のために、世帯構成員全員の課税状況について、緊急通報システムが貸与されている間、課税台帳等の関係公簿を閲覧されることに同意します。

また、機器使用料等の負担決定に必要な所得税額については、市民税情報より算出したものを適用することに同意します。

上記の内容については、次の世帯構成員全員の承諾を得ています。

フリガナ 氏名	続柄	生年月日	備考
		明・大・昭・平・令 ・　・	

令和　　年　　月　　日

大阪市　　区保健福祉センター所長 様

住所

氏名

(様式第 3 号)

大阪市　区
様

大阪市　区保健福祉センター所長

緊急通報システム決定通知書

先に利用申込のありました緊急通報システムについて、次のとおり決定しましたので通知します。

記

対象者氏名

住所

貸与する用具名

納入場所

貸与予定日

貸与条件

下記の貸与条件を守ること

機器使用料

緊急通報装置貸与条件

- 1 貸与を受けた者（以下「借受人」という）は、装置について、十分注意して管理すること。
また、通報以外の目的での使用、また貸し、担保に供することなどはしないこと。
- 2 装置を必要としなくなったときは、借受人は速やかに返還の申し出をすること。
- 3 オプション機器の購入等にかかる費用は借受人の負担とする。

(様式第 4 号)

大阪市　区
様

大阪市　区保健福祉センター所長

緊急通報システム却下通知書

先に申込のありました緊急通報システムの利用について、審査の結果、次の理由により却下しましたのでご了承ください。

記

対象者氏名
住所

申請者氏名
住所

申請日
理由　　利用条件に該当しないため

緊急通報システム（高齢者・障がい者）異動届

令和 年 月 日

大阪市 区保健福祉センター所長様

届出人	住所	電話（ ）
	氏名	(利用者との続柄)

次のとおり異動しましたので届け出ます。

記

利用者	フリガナ	
	氏名	
	住所	区
事由発生年月日	令和 年 月 日	
異動内容	1. 区内で転居（転居先： 区 ）	
	2. 市内他区へ転居（転居元： 区 ）	
	3. 電話番号変更（新番号： — — — ）	
	4. 協力者・親族変更（※）	
	5. 貸与者変更 〔新貸与者名： 続柄： 理由： （※） 生年月日： 年 月 日 歳 〕	
	6. 世帯区分変更（※）（新区分： 日中ひとり暮らし ・ 一般 ）	
	7. 使用料金負担区分変更（※）（課税→非課税 ・ 非課税→課税 ）	
	8. 機器変更（ 固定型→携帯型 ・ 携帯型→固定型 ）	
	9. 回線変更（※）（変更後回線： ）	
	10. 施設入所	
	11. 長期入院	
	12. 市外（ 市・区・町・村 ）へ転居	
	13. 利用者が死亡	
	14. その他	

※ 異動内容が4、5、6、9（NTTアナログ回線以外の回線に変更の場合）は「緊急通報システム利用申込書兼親族・協力者連絡先登録同意書（様式1）」に利用者氏名・生年月日・住所に加え、異動内容のみを記載の上、添付してください。

※ 異動内容が6、7は「同意書（様式第2号）」に加え、「前年所得税額（1月～6月までの申請は前々年所得税額）を証する書類」または「利用者負担決定にかかる同意書」（様式第6号）を添付してください。

【利用廃止の場合の機器返却】 有 ・ 無 【ペンダント返却（固定型のみ）】 有 ・ 無